

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)															(環境省 7 - ①)																						
				目 標 1－1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり										担当部局名				地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 気候変動科学・適応室 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域政策課 地域脱炭素事業推進課 地域脱炭素政策調整担当参事官室 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 環境経済課 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 廃棄物規制担当参事官室 浄化槽推進室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 容器包装・プラスチック資源循環室 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 水・大気環境局 脱炭素モビリティ事業室																			
施策の概要				地球温暖化対策計画に基づき、対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向け、社会経済構造の転換を推進しつつ、戦略的に取組を進める。										政策評価実施予定時期								政策評価実施時期				令和 8年 9月											
達成すべき目標				我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指し、2050年までのネット・ゼロの実現を目指す。										政策体系上の位置付け				1. 地球温暖化対策の推進																			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)				・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定):第2章および第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和6年6月21日閣議決定):VI. 1. ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定):第2章3.(2) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和7年2月18日提出):「世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」																																	
測定指標				基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														達成					
				基準年度		目標年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度		R10年度																	
1 温室効果ガス 排出量・吸収 量(CO2換算 トン)				13億9,400万 H25年度		7億6,000 万 R12年度		-		-		-		-		-		-		-		地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づく。														○	
								10億5,700万		10億1,300万		9億9,400万		集計中		-		-		-																	
2 エネルギー起 源二酸化炭 素の排出量 (CO2換算ト ン)				12億3,500万 H25年度		6億7,700 万 R12年度		-		-		-		-		-		-		-		同上														○	
								9億6,100万		9億2,200万		9億700万		集計中		-		-		-																	
3 非エネルギー 起源二酸化 炭素、メタン 及び一酸化 二窒素の排 出量 (CO2換算ト ン)				1億2,940万 H25年度		1億1,560 万 R12年度		-		-		-		-		-		-		-		同上														○	
								1億1,450万		1億1,110万		1億750万		集計中		-		-		-																	
4 代替フロン等 4ガスの排出 量 (CO2換算ト ン)				2,880万 H25年度		2,090万 R12年度		-		-		-		-		-		-		-		同上														○	
								3,530万		3,390万		3,220万		集計中		-		-		-																	

	5	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン）	-	-	4,770万	R12年度	-	-	-	-	-	-	同上		○									
							5,420万	5,390万	5,230万	集計中	-	-				-								
	6	デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上		-									
							-	1204	2236	3896	-	-				-								
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号					
(1)			1	004675	(5)			1,2	004735	(9)			1,2	004684	(13)			1,2	019732	(17)			1,2	001900
(2)			1,2	004676	(6)			1,2	019589	(10)			1,2,3,4,5	004749	(14)			1,2	021306	(18)			1,2	021137
(3)			1,2	004679	(7)			1,2	007463	(11)			1,2	004685	(15)			1,2	004755	(19)			1,2	007455
(4)			1,2	004681	(8)			1,2	004761	(12)			1,2,3,6	007457	(16)			1,2	006220	(20)			1,2	007456
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号					
(21)			1,2	007458	(25)			1,2	019618	(29)			1,2	005018	(33)			1,2	007623	(37)			1,2	005002

	(22)	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部農林水産省、国土交通省連携事業、令和6年度）	1,2	007459		(26)	森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費（平成11年度）	1,5	004705		(30)	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）（令和4年度）	1,2	005019		(34)	脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携業務）（令和6年度）	1,2	020829		(38)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）	1,2,3,4,5	005003
	(23)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費（平成25年度）	1,2	004695		(27)	事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業（令和2年度）	1,2	004758		(31)	地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）（令和4年度）	1,2	005023		(35)	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度）	1,2	004766		(39)	ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1,2	005025
	(24)	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業（一部経済産業省連携事業）（平成26年度）	1,2	004696		(28)	革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（令和2年度）	1,2	004763		(32)	潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業（令和4年度）	1,2	005024		(36)	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和3年度）	1,2	004767		(40)	バリューチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業（令和5年度）	1,2	005846
達成手段（開始年度）				関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）				関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）				関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）				関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(41)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1,2	005847	(45)	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（令和5年度）	1,2	007625	(49)	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業（令和5年度）	1,2,4	004756	(53)	—	—	—	(57)	—	—	—					
(42)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和5年度）	1,2	005848	(46)	脱炭素社会の構築に向けたESGリソース促進事業（令和3年度）	1,2	005008	(50)	特定地域脱炭素移行加速化交付金（令和5年度）	1,2	007469	(54)	—	—	—	(58)	—	—	—					
(43)	再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（平成30年度）	1,2	004727	(47)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（令和3年度）	1,2	005009	(51)	商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）（令和5年度）	1,2	007470	(55)	—	—	—	(59)	—	—	—					
(44)	脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度）	1,2	004729	(48)	脱炭素型循環経済システム構築促進事業（令和5年度）	1,2	005849	(52)	—	—	—	(56)	—	—	—	(60)	—	—	—					

			(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
			目標達成度の 合いの 測定結果	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和6年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約9億9,400万トンで、令和5年度比で1.9%の減少、また平成25年度比では28.7%の減少となった。これは基準年である平成25年度以降の最低値であり、初めて10億トンの大台を下回った。令和5年度からの排出量減少の主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化の進展(電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え)等が挙げられる。これは、2030年度目標に向けた進捗としても、年度ごとに多少の振れ幅はあるものの、全体としての減少傾向は継続しているが、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、引き続き、地球温暖化対策計画等に基づき、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいくことが必要。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○令和6年度の代替フロン等4ガスの排出量は令和5年比で4.8%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP(地球温暖化係数)冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和6年度の森林等の吸収源対策による吸収量の実績は約5,230万トンで、令和5年度比で約2.9%の減少となった。 今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策の取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【デコ活応援団(官民連携協議会)参画者数(企業、自治体、団体等)】 ○デコ活応援団について令和6年度を上回る約3,000以上の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努める。 上記根拠より、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりについて相当程度進展したと考える。
		目標達成が 出来なかつた 要因、その他 施策の課題等		【温室効果ガス全体の排出削減】 ○将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策としていく必要がある。 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定しているところ、これらの取組を踏まえ、今後、デコ活応援団(官民連携協議会)を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。 ○国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトへの支援を継続することにより、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業をより一層創出することが必要。
				【温室効果ガス全体の排出削減】 ○毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策に取り組む必要がある。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の同時実現を目指すGXの推進など、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいく。 【Scope3の排出削減の状況】 ○ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を推進する。 【吸収源対策】 ○パリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。 ○令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を継続的に行う。 ○沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策に取り組むことにより、CO2吸収源を拡充していく。 【国民への普及啓発】 ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて消費・行動の喚起と脱炭素に資する製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【Scope3の排出削減の状況】 ○引き続き、ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について検討する。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【吸収源対策】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【国民への普及啓発】 ○デコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標は変更しない。
				【温室効果ガス全体の排出削減】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【Scope3の排出削減の状況】 ○引き続き、ISSB(SSBJ)や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について検討する。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【吸収源対策】 ○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。 【国民への普及啓発】 ○デコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標は変更しない。

	学識経験を有する者の知見の活用	令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「目標設定に対して毎年の数値が示されているが、それで果たして2030年度という長期の目標に間に合うようなペースとなっているのかわかりづらいので、それがわかりやすくなっていると良い。」とのご指摘があった。これを受けて、「目標達成度合いの測定結果(判断根拠)」において、2030年度目標に向けて年度ごとに多少の振れ幅があるものの、全体としての減少傾向が継続している旨の記載を追記した。 ＜参考: 施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。 ○改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたことを踏まえ、改正法の施行状況について検討を加えるため、中央環境審議会地球環境部会フルオロカーボン対策小委員会(合同会議)を開催した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少を継続している。この観点から、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいの経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																(環境省 R7 - ②)									
施策名		目標 1－2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献										担当部局名		地球環境局 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室											
施策の概要		パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。										政策評価実施予定時期						政策評価実施時期		令和 8年 9月					
達成すべき目標		パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。										政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進											
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)第2章及び第3章 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定)第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和7年2月18日提出)「世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」 ・新しい資本主義実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)Ⅳ. 個別分野の取組 2.宇宙 ・インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月24日決定)第2章具体的な施策 3.GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応 (GX、気候変動、環境関連の取組)・(その他気候変動対策、環境分野) ・環境インフラ海外展開基本戦略(令和7年版)(令和7年8月策定)第Ⅲ章3つの戦略の柱 ・パリ協定(平成28年11月発効) ・GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略～(令和5年7月28日閣議決定、令和7年2月改訂)4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献																							
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								達成					
1		JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(運転・開始済みの事業の数値に基づく)	—	—	10,000	R12	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づき設定。								—			
							670	943	1,314	1,533	—	—	—												
測定指標		目標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成								
2		パリ協定の実施に向けた貢献			R12年度		パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。										—								
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号						
(1)		脱炭素移行支援関連拠出・分担金(平成22年度)	1,2	004693	(5)		アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業(平成16年度)	1, 2	004744	(9)		—	—	—	(13)		—	—	—						
(2)		気候変動枠組条約拠出金(平成16年度)	2	004739	(6)		温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業(平成26年度)	2	004746	(10)		—	—	—	(14)		—	—	—						
(3)		パリ協定の実施に向けた検討経費(平成19年度)	2	004740	(7)		脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)の推進事業(令和4年度)	—	006241	(11)		—	—	—	(15)		—	—	—						

	(4)	脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業(平成16年度)	1,2	004742		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)		④進展が大きくない																			
			(判断根拠)		【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○排出削減・吸収量は着実に積み上がってきているが、R6年度からの積み上げについて、顕著な増加は無かった。 【パリ協定や、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動交渉において、令和7年度は日本から計6本の正式なサブミッションを提出した。 ○ASEAN諸国等に対し、長期戦略・削減目標の策定、企業による排出量算定・報告の制度構築、隔年透明性報告書(BTR)の作成等のための支援を実施し、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び「いぶき2号」(GOSAT-2)による17年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和7年度までに累計で856本の論文が発表された。 ○当該GOSATシリーズを用いた温室効果ガス排出量推計技術の国際展開を図り、令和7年度までに中央アジアの5か国において協定の締結を行った。 「世界全体での抜本的な排出削減への貢献」の達成に向けて、特に「JCM等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量」において、一層の進展が求められる状況にあるため、総合的に「進展が大きくない」と考える。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	JCMにおけるプロジェクトは、登録からクレジット発行に至るまでの一連のプロセスに一定の時間を要するとともに、その実施には相手国政府や事業者等の理解と協力が不可欠であることから、関係者との調整や合意形成を含め、プロジェクトの遅延を回避しつつ着実かつ迅速に実施することが課題となっている。JCM指定実施機関の運営やプロジェクトの伴走支援等に取り組むことで、当該課題を解決し、JCMの推進を図る。																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる拡大に向けて、MRV(測定、報告及び検証)実施・方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。また、COP29においてパリ協定第6条の完全運用化が合意され、国際的な脱炭素協力の機運が高まる中、交渉を主導してきた我が国は、政府等による資金支援事業のみならず、民間資金を中心としたJCMプロジェクト(民間JCM)について、伴走支援や相手国との交渉を行い事業を推進していく。																				
	【測定指標】		【測定指標1】当初記載の算出方法について誤りが発覚したため、JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)の算出は、運転・活動開始済みの事業の数値に基づくものとする。 【測定指標2】パリ協定のルール交渉が完了し、交渉から実施に重点を移すことが、令和7年11月に開催されたCOP30で合意されている。こうした動きも踏まえ、パリ協定の実施に向けた貢献の目標を、目標年度(2030年度)までにパリ協定の政策サイクルを推進することとする。																					
学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT/GOSAT-2の温室効果ガス濃度算出アルゴリズムの高度化、校正、検証に反映させており、継続的にデータ品質の向上が図られている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。																							
SDGs目標との関係	【主な目標】 JCMの枠組みのもと、脱炭素技術のパートナー国への普及を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 加えてJCMはパートナー国の持続可能な開発への貢献も目的としており、JCM設備補助事業はジェンダーガイドラインや人権デューデリジェンスプロセスの導入等により、目標8番「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標10番「人や国の不平等をなくそう」にも貢献している。 【副次的効果が期待される目標】 JCMを通じた脱炭素技術等の導入は、パートナー国や地域住民のキャパシティビルディングを進め、また新たな雇用機会の創出する等、目標1番「貧困をなくそう」、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」、目標9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」にも貢献しているといえる。																							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																							

施策名	目標1－3気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室						
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月				
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条 ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)第1章第4節、第1章第5節、第3章5節 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)Ⅲ.2 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月23日閣議決定)第2章4 ・気候変動影響評価報告書(令和8年2月公表)第1章等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成	
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
	1	法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－	－	47	R7年度	－	47	47	47	－	－	－	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成できなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。	○			
	2	法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	－	－	85	R8年度	－	－	65	－	85	－	－	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとする規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。	－			
							58	67	67	71	－	－	－					
	3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	－	－	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直していくこととされているため。	○			
							次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期報告書作成に向けた情報収集の実施	気候変動影響評価報告書の素案作成	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	－	－	－					
	4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	18	R8年度	14	15	17	18	18	－	－	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。	○			
							12	16	18	19	－	－	－					
	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業(平成18年度)	1,2,3,4	004750	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－

